平成２８年（フ）第４５０号
神戸市北区京地３丁目14番地の16
債務者　谷口　隆夫
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８６号
兵庫県伊丹市池尻２丁目243番地　ソファレ田中パートⅡ201号、前住所兵庫県伊丹市寺本１丁目104番地１　グローバル伊丹昆陽里303号
債務者　野路　信夫
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
兵庫県伊丹市池尻２丁目243番地　ソファレ田中パートⅡ201号、前住所兵庫県伊丹市寺本１丁目104番地１　グローバル伊丹昆陽里303号
債務者　野路つる子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１６１号
愛媛県松山市立花１丁目９番２号　みはらし301号
債務者　濱本まどか
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１２号
長崎県長崎市西出津町2235番地３
債務者　吉村恵美子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
宮崎県西都市大字三宅168番地１　県営住宅久保鶴団地１－205号
債務者　田中　誠次
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４９号
沖縄県那覇市首里大名町３丁目20番地　大名市営住宅Ｄ－1212
債務者　喜納　京子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３４号
秋田県鹿角市花輪字葉ノ木谷地147番地１
債務者　阿部　　道
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第４１号
山口県下関市清末西町１丁目４番30号　アルカンシェルＢ棟　101号、前住所山口県下関市清末鞍馬２丁目１番５号、前々住所山口県下関市彦島田の首町２丁目19番11号
債務者　山本　巧貴
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
大分市富士見が丘西２丁目14番９号
債務者　裸野　俊二
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３２号
大分県由布市湯布院町川西763の１番地
債務者　日野　大輔
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３１号
秋田県大館市川口字大人沢２番地グリーンハウス川口120号、前住所秋田県大館市十二所字十二所町380番地３
債務者　奈良　徳彦
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第３６号
山口市葵１丁目５番30号　メゾンアイリス103号、住民票上の住所山口県岩国市錦町宇佐郷777番地
債務者　長見　和博
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４０号
山口市平井1135番地１　古屋アパート10号、前住所山口市堂の前町２番47号　エルデ堂の前207号室
債務者　棟久　克明
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５３号
松江市矢田町215番地１　サンパティック202号
債務者　永瀬　幸二
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３１号
沖縄県那覇市字小禄571番地　カッシーヤ小禄306
債務者　根間美奈子（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部